

## 制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力試験

### 1. 総則

制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力試験の実施にあたっては、本規定によるものとする。

### 2. 用語

用語の定義は、次による。

- (1) 「減速能力」は、補助制動装置を(2)に規定する指定速度において作動させた時に得られる減速度とする。
- (2) 「指定速度」は、80km/hとする。ただし、諸元表記載の最高速度が80km/h未満の自動車にあっては、その最高速度とする。

### 3. 試験条件

#### 3.1 試験自動車

試験自動車は、次による。

- (1) 試験自動車は、運転者及び計測員が乗車し、試験機器その他の必要な器具を搭載した状態とすること。
- (2) 試験自動車の重量の許容範囲は、車両重量に対して±400kg（車両重量が4,000kg未満にあっては±200kg）以内とする。

ただし、試験自動車の重量が試験機器等の搭載により、当該許容範囲を超える場合は、試験の結果に影響を及ぼさない部位について、取り外すことができるものとする。

- (3) 連結時のみ補助制動装置が作動する構造のけん引自動車は、被けん引自動車（連結可能な車両であって、申請又は届け出されたものの中で最小連結車両重量の車両。ただし、やむを得ない場合は、試験の結果に影響を及ぼさない範囲で当該連結車両重量に近い連結車両重量の車両）を連結して試験を行うこととする。
- (4) 補助制動装置は正規に調整されていること。
- (5) 補助制動装置は減速能力が最大となる状態とすること。  
なお、複数の補助制動装置を有する自動車にあっては、これらを個々に作動させた状態及び使用する可能性がある組み合わせた状態において試験を行うこと。
- (6) タイヤの空気圧は、諸元表に記載された空気圧であること。  
なお、測定は試験自動車が走行前（冷間時）に水平面で静止している状態で行うこと。
- (7) 駆動軸が選択できる自動車にあっては、指定速度で走行する際に通常使用する駆動軸を選択すること。
- (8) 試験自動車は、試験前に暖機走行を行うこと。

#### 3.2 試験路

- (1) 試験路は、乾燥した直線平たん舗装路とする。
- (2) 試験は、平均風速が5m/s以下のときに行う。

#### 3.3 試験機器

試験機器は、第5項に規定する測定値の取扱いが円滑にできる精度を有するものを用いることとする。

ただし、やむを得ない場合は、U字管式減速度計等の簡易型減速度計を用いてもよいものとする。

#### 4. 試験方法

減速能力は、次により測定する。

なお、試験自動車の変速位置は、試験を開始するときの指定速度において通常使用する変速段又はレンジとする。また、指定速度附近における減速走行中は、クラッチを接続状態とし、変速機、アクセルペダル、主制動装置、駐車制動装置等を操作しないこと。

##### 4.1 減速度測定位置による場合

- (1) 試験自動車を、指定速度を超える速度から補助制動装置を作動させると同時にアクセルペダルから足を離れた状態で減速走行する。
- (2) 速度が指定速度になったときの減速度を測定する。
- (3) 速度が指定速度未満に減速したことを確認し、主制動装置を操作して車両を停止させる。

##### 4.2 速度測定装置による場合

- (1) 試験自動車を測定開始速度を超える速度から補助制動装置を作動させると同時にアクセルペダルから足を離れた状態で減速走行する。
- (2) 速度が測定終了速度未満に減速したことを確認し、主制動装置を操作して車両を停止させる。
- (3) 測定開始速度及び測定終了速度については、次式に適合する任意の速度とすること。

$$V_s = \frac{V_1 + V_2}{2}$$

ただし、 $V_1 - V_2 \geq 10$  (km/h) とする。

$V_s$  : 指定速度 (km/h)

$V_1$  : 測定開始速度 (km/h)

$V_2$  : 測定終了速度 (km/h)

##### 4.3 減速度の計算

減速度は、次式により求める。

$$\text{減速度 (m/s}^2\text{)} = \frac{V_1 - V_2}{t} \times \frac{1}{3.6}$$

t : 測定開始速度から測定終了速度までの所要時間 (s)

#### 5. 測定値等の取扱い

測定値等の取扱いは、次による。

- (1) 速度 (km/h) の測定値は、少数第1位までとし次位を四捨五入すること。
- (2) 時間 (秒) の測定は、少数第1位までとし次位を四捨五入すること。
- (3) 減速度 (m/s<sup>2</sup>) の測定値は、少数第1位までとし次位を切り上げること。
- (4) 減速度 (m/s<sup>2</sup>) の算出値は、少数第1位までとし次位を切り上げること。

#### 6. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、付表の様式に記入する。

6.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

6.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

- 6.3 複数の補助制動装置を備えた自動車にあつては、付表第 1 項の補助制動装置形式（試験時の組み合わせ状況）の欄に、試験において作動させた補助制動装置の形式を記入する。

付表

制動灯及び補助制動灯の点灯要件にかかる補助制動装置減速能力の試験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

1. 試験自動車

車名・型式(類別) 車台番号

補助制動装置形式

(試験時の組み合わせ状況)

車両重量 諸元値 kg ( 連結状態での車両重量 )  
 実測値 kg

最高速度 km/h タイヤサイズ 前輪

減速比 後輪

2. 試験条件

天候 風速 m/s

3. 試験機器

減速度測定装置 速度測定装置 第5輪・非接触・

4. 試験成績

(1) 減速度測定装置による場合

指定速度 (km/h)	減速度 (m/s <sup>2</sup> )

(2) 速度測定装置による場合

指定速度 (km/h)	測定速度		測定時間		減速度 (m/s <sup>2</sup> )
	V <sub>1</sub> (km/h)	V <sub>2</sub> (km/h)	T <sub>1</sub> (s)	T <sub>2</sub> (s)	

$$\text{減速度 (m/s}^2\text{)} = \frac{V_1 - V_2}{T_2 - T_1} \times \frac{1}{3.6}$$

備考

---



---



---